

議案第九十号

竹田地区町民体育館建築工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年九月二十四日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年九月二十四日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

一 工 事 名 竹田地区町民体育館建築工事

二 工 事 場 所 東伯郡三朝町大字穴鴨

三 契約の相手方 倉吉市伊木一九五番地一

有限会社 藤原工務店

代表取締役 藤 原 仁 美

四 契約金額 八八、五〇〇、〇〇〇円

五 契約締結の方法 指名競争入札